**台風19号関連　被災者支援情報**

**農業機械や施設などの復旧への支援**

問い合わせ　農林振興課農業経営・水田農業担当　23-7090

農作物の生産に必要な機械・畜舎の再建・修繕・再取得や、農業用ハウスなどの再建・修繕・撤去に要する費用を支援します。また、要件を満たす農業者などに対し、補助金額を上乗せする大崎市の独自支援もありますので、ご確認ください。

■交付要件　農業用機械や農産物の生産に必要な施設が被災し、次の要件を満たしていること

①被災証明を受けること

②今後も営農を継続すること

③農業用ハウスについては、今後、園芸施設共済に加入すること

■助成内容　原形復旧に係る費用への補助

※機械の場合は、馬力や排気量など規模・規格・性能、ハウスの場合は、面積・パイプ径・材質などが、それぞれ被災前と同程度であることを確認できる資料が必要となります。

■補助率（消費税分は除く）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 補助率 |
| 農業用機械・畜舎 | 事業費の10分の9以内 |
| 農業用ハウス | ▼園芸施設共済加入者　事業費の10分の9以内 |
| ▼園芸施設共済非加入者　事業費の10分の7以内 |

■大崎市の独自支援

　次の「グループ化要件」または「機能強化要件」のいずれかに該当する場合、大崎市では、従前の原形復旧費の「10分の1」を追加し、国・県の助成に併せ支援します。

|  |  |
| --- | --- |
| グループ化要件 | 機能強化要件 |
| 被災した農業者同士が2戸以上で組織グループ化し、団体（規約等必要）として復旧する場合、または、すでに農業経営を行っている集落営農組織などの団体や、農業法人が復旧する場合 | 個別農家が農業用機械の再取得などにあたり、従前の機械と比較し、機能強化などを行う場合、または農業用ハウスの再建などにあたり、従前のハウスと比較し、改良などを行う場合 |

■持ち物　被災証明書、被害状況写真、見積書（3社以上）、カタログなど

※機械の再取得の場合は、被災機械が修繕不能である旨の記載がある見積書（2社以上）

※被災した農業用ハウスが園芸施設共済加入の場合は、加入内容などがわかる書類

※すでに着工済の場合は、発注書、納品書、請求書、領収書などの書類が必要になります。その他、被害の状況が分かる資料があれば、可能な限り提出をお願いします。

■申込

　1月15日まで、農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所地域振興課へ申し込み

**被災農地などの復旧に対する支援**

問い合わせ　農林振興課農村整備担当　23-2318

　農地などの復旧事業費の一部を補助します。

■助成内容

①個別農家が建設業者などに委託して復旧した場合

　委託経費の10分の3以内の額を補助

②農地保全活動組織の共同活動で復旧した場合

　必要経費の2分の1以内の額を補助

③事業費の上限

　1カ所あたり100万円

※農地保全活動組織とは、行政区、実行組合、生産組織、集落営農組織、多面的機能支払活動組織、中山間地域　等直接支払集落協定組織などです。

※多面的交付金事業などとの重複はできません。

■持ち物

　交付申請書、印鑑、被災箇所位置図、収支予算書、見積書と内訳書、被災状況写真

※すでに復旧が完了したり、発注済みの場合も補助対象となります。書類をそろえて、農林振興課または各総合支所地域振興課にお問い合わせください。

■申込

　1月31日まで、農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所地域振興課に申し込み

**被災した出荷前の玄米に対する支援**

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当　23-7090

　倉庫などが浸水し、保管していた令和元年産の主食用米などが出荷できなくなった農業者に対し、営農を再開するための取り組みに要する経費を支援します。

■支援対象の取り組み・面積

取り組み　令和2年産の作付に必要な肥料・農薬などの資材の購入、土づくり、ゴミ・瓦礫の除去など

面積　次の①または②のうち、小さい方の面積

①令和2年産に向けて営農を再開する面積

②被害を受けた主食用米の数量に、地域の平均単収を除して得た面積

■交付要件

　令和2年産対象の収入保険または任意共済特約に加入すること

※他の被災農業者向け支援事業と重複できない場合が　あります。

■助成内容

10アールあたり上限額70,000円

※土づくり、土壌診断など、各取り組みに10アールあたりの上限単価があります。詳しくはお問い合わせください。

■持ち物

　被災した倉庫や出荷前玄米の被災証明書、被災した倉庫や出荷前玄米の写真、取り組みに係る経費の領収書、作業日誌など取り組みを実施したことが分かる書類

■申込

　1月15日まで、農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所地域振興課へ申し込み

**農作物等に被害を受けた農業者への支援**

問い合わせ　農林振興課農業経営・水田農業担当　電話23-7090

　農作物などに被害を受けた農業者の経営再建を図るため、米または大豆の種子購入、野菜の種苗などの購入に要した経費の一部を支援します。詳しくは、お問い合わせください。

■対象

　浸冠水により被害を受けた大豆、水稲および園芸作物の販売農家など

■助成内容

|  |  |
| --- | --- |
| 産地緊急支援事業 | 次期作付種子等購入支援事業 |
| 令和2年3月までに、野菜などの種苗などを購入し、再播種または再定植する場合 | 令和2年3月までに、次期作付の水稲・大豆・野菜などの種子などを購入し、4月以降に再播種または再定植する場合 |
| 対象経費の6分の5以内 | 対象経費の3分の2以内 |

■申込

　1月15日まで、農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所地域振興課へ申し込み

**災害義援金の配分**

問い合わせ　社会福祉課地域福祉係　23-6012

　台風19号による災害義援金について、全国の多くの皆さんからお寄せいただきました。市では災害義援金配分委員会において、配分対象および配分基準を決定しました。

　宮城県からの災害義援金をあわせて配分しますので、対象となる人は、期限までに申請をお願いします。

■対象および配分額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象被害 | 大崎市配分額 | 宮城県配分額 | 合計額 |
| 全壊 | 10,000円 | 120,000円 | 130,000円 |
| 大規模半壊・半壊 | 5,000円 | 60,000円 | 65,000円 |
| 一部損壊（準半壊） | 1,000円 | 12,000円 | 13,000円 |
| 一部損壊（10％未満） | 500円 | 6,000円 | 6,500円 |

■申込

　1月31日まで、社会福祉課または各総合支所市民福祉課に申し込み

**災害見舞金の支給**

問い合わせ　防災安全課危機防災担当　23-5144

　市では、台風19号により被害を受けた世帯の世帯主（市民）に、見舞金を支給します。対象となる人は、期限までに申請をお願いします。

■対象

　り災証明書により、「半壊」以上の被害を受けた世帯

※被災者生活再建支援法による支援、または災害救助法による支援（住宅の応急修理制度や応急仮設住宅の提供）を受けた場合は対象外となります。

■支給金額

　30,000円

■申込

　1月31日まで、防災安全課または各総合支所地域振興課に申し込み